

令和8年度

富山市立太田小学校

いじめ防止基本方針

目 次

1	富山市立太田小学校いじめ防止基本方針について	
	(1)目的	1
	(2)基本理念	1
2	本校のいじめの実態と課題について	1
	(1)本校の実態	1
	(2)本校の課題	1
3	いじめ問題への対応について	2
	(1)いじめ防止のための取り組み	2
	(2)いじめの早期発見のための取り組み	2
	(3)いじめが起きたときの対応	2
	※図1【学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】	4
	※表1【校内いじめ防止委員会分担表】	4
	※図2【いじめ発生時の組織的対応の流れ】	5
	※表2【いじめ問題への取り組みの年間指導計画】	6
4	重大事態への対処について	7
	(1)重大事態とは	7
	(2)重大事態の対応についての留意事項	7

2 いじめ防止基本方針

1 太田小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

富山市立太田小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。）第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「太田小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子供に関わる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて、子供が十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・素直で優しい子供が多く、概ね穏やかな学校生活を過ごしている。
- ・一方で、自己表現の拙さや、強すぎる自己主張等に起因する相互の思いのすれ違いにより、言い争いやけんかに発展する場面が、学年を問わず見受けられる。
- ・オンラインゲームや SNS の利用時間が多く、その中で推奨年齢よりも低い年齢での使用やボイスチャットでの見知らぬ人との関わりともっている子どもがいる。

(2) 本校の課題

- ・ SNS 等の普及に伴い、ネット上の交流が、いじめに発展することのないよう、警察等の機関と連携しながらネットモラルに関する指導を充実するなど、継続的に注意を払っていく必要がある。
- ・互いに気持ちよく集団生活を送ることができるよう、低学年の段階から、道徳の時間を中心にして、全教育活動で相手の立場や心情を推し量り、生活できる態度を育てていくことが必要である。
- ・さまざまな支援が必要な子供たちに配慮し、子供たちが互いを理解し合える温かい風土をつくっていく必要がある。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を作り学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てよう努める。
- ・道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める
- ・子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組（児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置等）を推進する。
- ・いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努める。
- ・いじめの内容や指導上の留意点などについて、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組む。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。

※参照 6 P 【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・休み時間や放課後の子供の様子、日記等での子供との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、子供の些細な変化を見逃さないよう見守る。
- ・些細ないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組む。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- ・子供や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努める。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、毅然とした態度で、その場でその行為を止める。
- ・子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、些細な兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保する。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ防止委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。

※参照① 4 P 【図2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

② 5 P 【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

- ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡する。
- ・犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応する。
- ・いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行う。
 - ア いじめられた子供を徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保する。
 - イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにする。
 - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組む。
- ・いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行う。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ再発防止に努める。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
 - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす犯罪行為にあたる可能性があることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
 - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行う。
 - オ 児童生徒の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。
- ・いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守り続ける。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導する。
- ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知する。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。
- ・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していく。

図1 【学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】（法第22条に基づく組織）

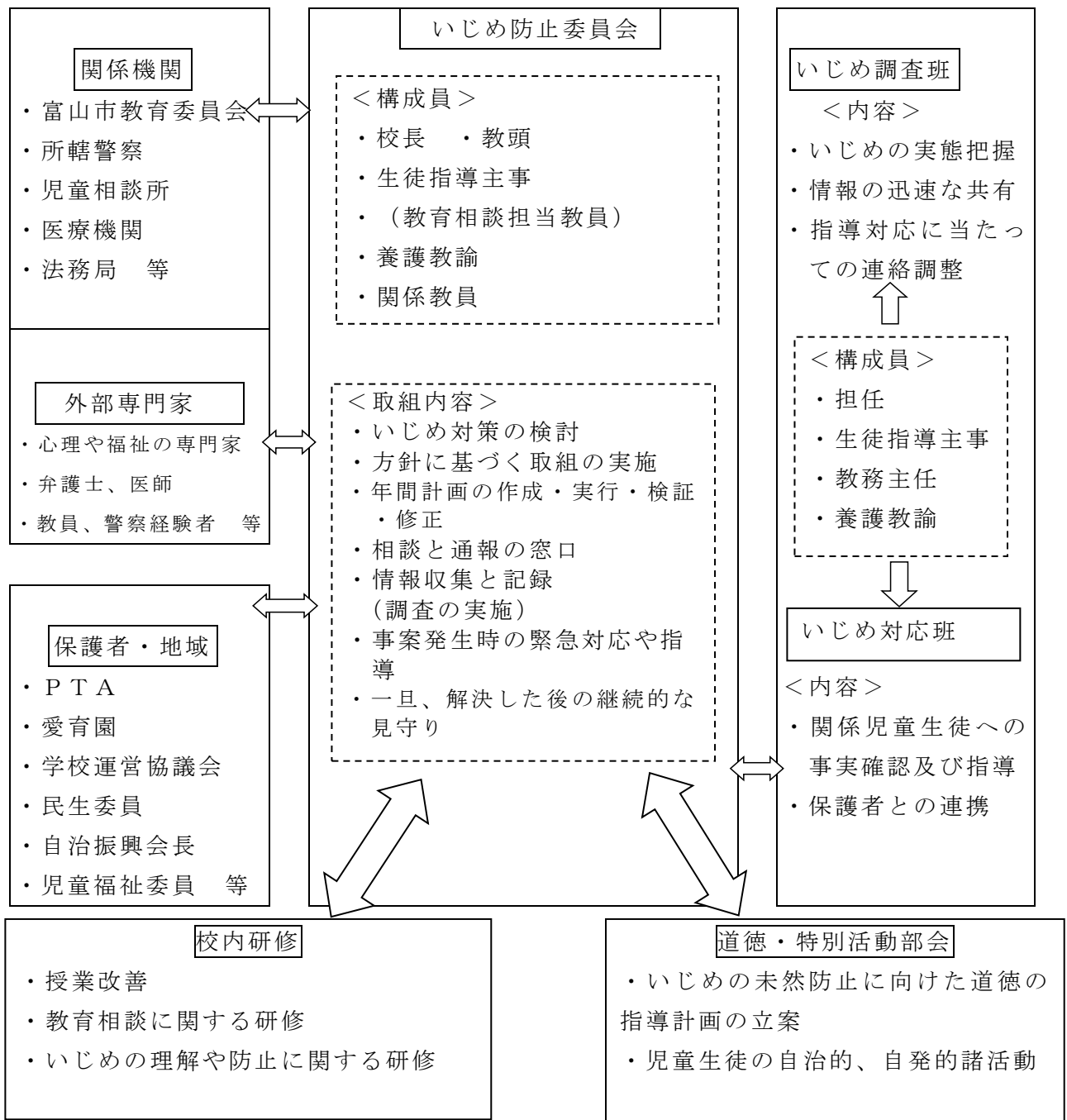


表1 【校内いじめ防止委員会分担表】

役 職	分担 1	分担 2
校長	総括	
教頭	連絡・調整	対応班
教務主任	調査班	対応班
生徒指導主事	調査班	連絡・調整
養護教諭	調査班	
担任等関係職員	調査班	対応班

図2 【いじめ発生時の組織的対応の流れ】

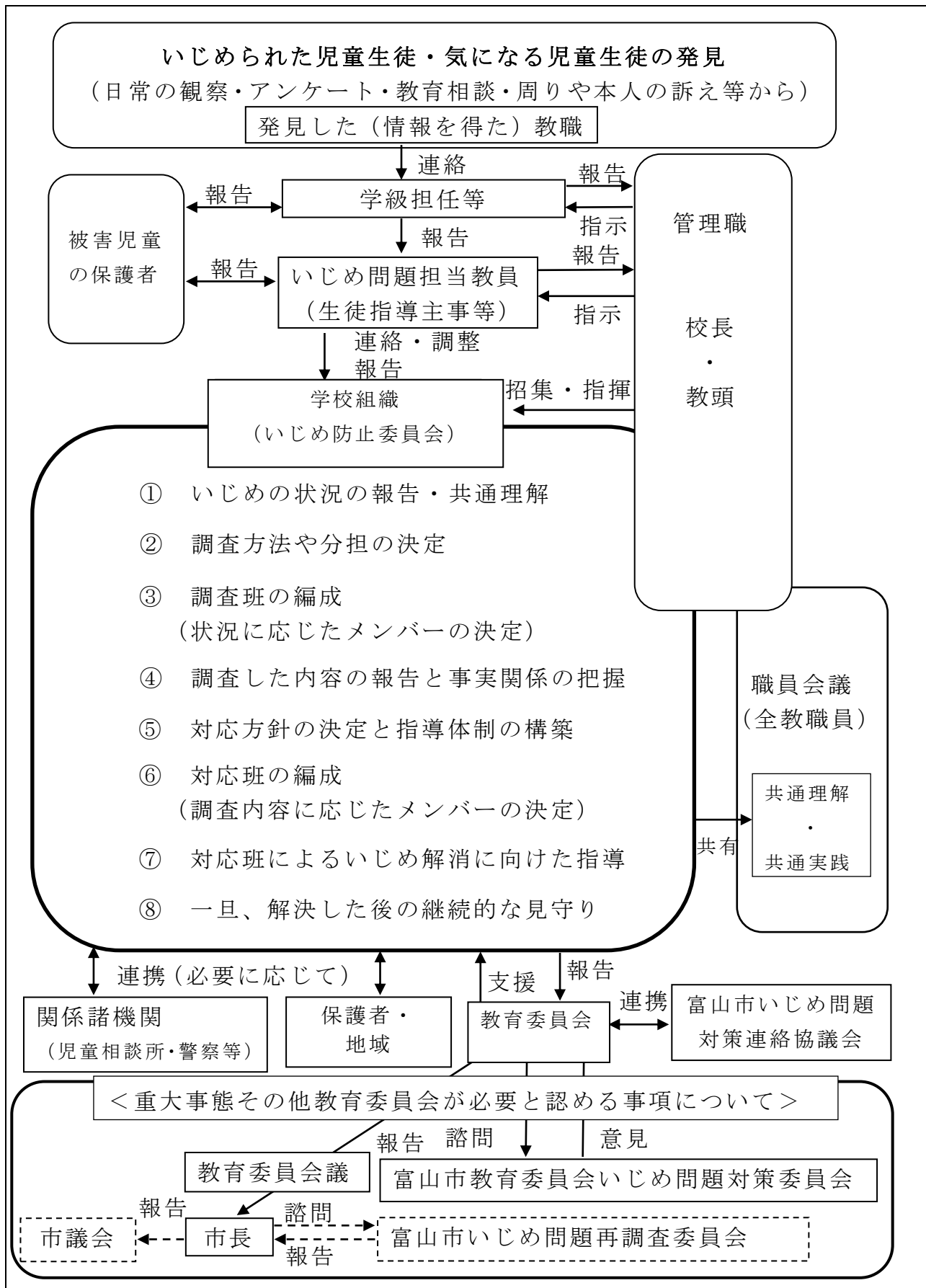


表2【いじめ問題への取り組みの年間指導計画】

月	校内委員会等	未然防止への取組	早期発見への取組
4	いじめ防止委員会① ・指導方針 ・指導計画等 (職員会での共通理解)	・PTA 総会、学級懇談会での保護者啓発 ・学級づくり① ・人間関係づくり	・心の糸電話アンケート
5	いじめ問題に関する職員研修会	※道徳、特別活動 ※運動会 ※宿泊学習 ※児童集会 等	
6	①		・心の糸電話アンケート ・教育相談週間
7			・心の糸電話アンケート ・学校評価アンケート (保護者・地域諸団体) ・個別懇談会①
8			
9	いじめ防止委員会② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認	・学級づくり② ・人間関係づくり ※道徳、特別活動 ※学習発表会 ※宿泊学習 ※児童集会 等	・夏季休業の振り返り ・心の糸電話アンケート
10			・心の糸電話アンケート
11			・心の糸電話アンケート ・教育相談週間
12	いじめ問題に関する職員研修会②		・心の糸電話アンケート ・学校評価アンケート (保護者・地域諸団体) ・個別懇談会②
1		・学級づくり③ ・人間関係づくり	・冬季休業振り返り ・心の糸電話アンケート
2	いじめ防止委員会③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し	※道徳、特別活動 ※児童集会 ※卒業、進級に向けて 等	・学校評価アンケート (保護者・地域諸団体) ・心の糸電話アンケート ・教育相談週間
3			

事案発生時・緊急いじめ防止委員会実施

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

① 「いじめにより、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合

これらがいじめによるものである疑いが生じているとき

② 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（年間30日以上欠席を目安とする）

- ・ これらがいじめによるものである疑いが生じている児童が一定期間連続して欠席している場合

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・ 速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。
- ・ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる必要がある。
- ・ 学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配付や緊急保護者会の開催を行う。
- ・ 事案によってが、マスコミの対応も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。